B　㈠イ）又はロ）の定めにより算出した本割引適用後の料金の額から下記の計算式により算出した額を差し引いた額。

ａＬＲｄｔ＋Ｐ＋Ｐ’ｄ

※ただし、上記式において、ａＬＲｄｔ又はＰ’ｄの別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

㈱　上記式においてａ、ｄ、Ｌ、Ｐ、Ｐ’、Ｒ及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程(単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

ｄ　：本割引適用後の料金の額を㈠イ）の定めにより算出した場合は0.5。本割引適用後の料金の額を㈠ロ）の定めにより算出した場合は0.7。

Ｌ　：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の本割引適用後の料金の額（1,000円）。ただし、キロ程適用日からに限る。

Ｐ’：別表６のうちＤに掲げる各高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ　：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ｔ　：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間を含む場合（道央自動車道又は札樽自動車道を含み、かつ、それぞれの通行に係る各料金所の間を２時間以内に通行する場合に限る。）。
道東自動車道を夕張インターチェンジと占冠インターチェンジ（道東自動車道のうち夕張インターチェンジから占冠インターチェンジの間の一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。）を経由し連続して通行する場合（それぞれの通行に係る各料金所の間を６時間以内に通行する場合に限る。）。ただし、道東自動車道の夕張インターチェンジから占冠インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までとする。
道東自動車道を夕張インターチェンジと十勝清水インターチェンジを経由し連続して通行する場合（それぞれの通行に係る各料金所の間を６時間以内に通行する場合に限る。）。ただし、道東自動車道の夕張インターチェンジから占冠インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までとする。
山形自動車道を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを経由し連続して通行する場合（それぞれの通行に係る各料金所の間を２時間以内に通行する場合に限る。）。
東北自動車道と関越自動車道を、東北自動車道の川口ジャンクションと関越自動車道の練馬インターチェンジを経由して通行する場合（それぞれの通行に係る各料金所の間を６時間以内に通行する場合に限る。以下、本表において同じ。）。
東北自動車道と常磐自動車道を、東北自動車道の川口ジャンクションと常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。
東北自動車道と東関東自動車道を、東北自動車道の川口ジャンクションと東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。
東北自動車道と京葉道路を、東北自動車道の川口ジャンクションと、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
東北自動車道と東京湾横断・木更津東金道路を、東北自動車道の川口ジャンクションと、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ（キロ程適用日の前日までの東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。以下、本表において同じ。）又は浮島インターチェンジ（キロ程適用日からに限る。以下、本表において同じ。）を経由して通行する場合。
東北自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、東北自動車道の川口ジャンクションと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
東北自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、東北自動車道の川口ジャンクションと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
関越自動車道と常磐自動車道を、関越自動車道の練馬インターチェンジと常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。
関越自動車道と東関東自動車道を、関越自動車道の練馬インターチェンジと東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。
関越自動車道と京葉道路を、関越自動車道の練馬インターチェンジと、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
関越自動車道と東京湾横断・木更津東金道路を、関越自動車道の練馬インターチェンジと、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。
関越自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、関越自動車道の練馬インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
関越自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、関越自動車道の練馬インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と東関東自動車道を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と京葉道路を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と東京湾横断・木更津東金道路を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
東関東自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
東関東自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。